

## 平成28年7月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成28年7月14日（木）12時56分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招集者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

5. 出席委員

議席1	鵜沼 一夫	議席2	西内 芳徳	議席3	泉田 健一
議席4	木幡 治	議席5	高田 喜寿	議席6	澤上 榮
議席7	西尾 富雄	議席8	大橋 利一	議席9	熊 利美
議席10	小川 貴永	議席11	吉田 晴男	議席12	井上 寅
議席13	渡邊 重友	議席14	藤田 博司	議席15	空席

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 瞳

主任主査兼商工労政係長（併任） 中野 弘紀

7. 開会(事務局長)

総会の始まる前にご報告があります。7月1日付で、産業課の新人職員の酒井主事が農業委員会事務局の併任となりました。事務局は3人体制となります。本人は、経営所得安定対策事業の現地確認のため埼玉、千葉県に出張しており、本日不在としております。よろしくお願いいたします。

では、只今より双葉町農業委員会7月定例総会を開催したいと思います。会長、挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

皆さんこんにちは。埼玉の方より出て来るときはくもりだったので非常にこれはいいなと思ったのですが、朝、雨がパラついた程度で、こちらに来たときは、大変ギラギラして真夏の太陽だなと思いました。

先だって6月27日には、皆さん方と向こうの中野地区に行きました、試験田の草刈り作業をしていただきありがとうございました。この次は生育状況をちょっと調査するというようなお話をありますが、そのときは皆さんの方にご連絡が行くかと思います。

いずれ、これから南相馬市でも解除になる、浪江でも、そして双葉の方までだんだんと解除になる機運でありますけれども、もしそういう時点になったときに、現在の除染した後の農地をどういうふうにしたなら再生できるのかという仕組みを検討するための、いろんな地力保全的と言いますかね、そういうかたちでやっていくことだと思います。いずれ今度の結果は秋まきのことも入ってくると思いますが、詳しくはこれから事務局からあろうかと思います。

今、農作業は水稻を中心に、畑作が多いんですけれども、生育は非常にいいみたいに、私から見るとと思うのですけれども、こちら、皆さん双葉町民が散らばっていろいろなところで農作業をしているわけで、地域もどこの地域をとってどうだということも言えないのだけれども、非常に夏に近づいた、加須の方の田んぼを見てみると、相当な分けつ数で、高分けつ期の過半も出ているのではないかというところもあるようでございます。

皆さんの方のご努力されている田についてはどうなのか、このあと時間があればお知らせいただきたいと思います。

まず、今日は暑いですので、簡潔に進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

## 9. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。では双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひいたします。

◆議長(藤田会長)

はい。只今の出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年7月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

はい。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。日程第1、議事録署名人についてお諮りを致します。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人は 5番 高田 喜寿委員、13番 渡邊 重友委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「許可の条件を履行したことの証明について」を議題とします。  
職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

(事務局長議案朗讀)

議案第1号に関して説明させていただきます。

お手元の資料の4ページから14ページまでに資料がございます。

その後、＊＊＊＊＊＊＊＊＊は、平成＊＊年＊＊月＊＊日付けで福島県知事の認証を受けてですね、＊＊＊＊＊＊＊＊＊に吸収合併されました。平成＊＊年＊＊月＊＊日にその旨法人登記しております。

今回の証明につきましては、農地法第4条又は第5条による許可を受けた後、許可の条件に沿って転用事業が完了してましたが、許可を受けた農地が非農地化したにもかかわらず、農地の権利の設定、移転及び地目変更に関する登記をしてなかったため、登記申請の際に当該証明を要するものになります。

農業委員会としましては、申請の内容について、事実と相違ないと確認した場合、申請書にその旨を奥書きし、申請者に交付することになります。

現地に関して、資料の8ページから10ページでございます、こちらに関しまして、写真にもありますとおり、現地は津波被害、それから除染作業が行っておりまして、痕跡が少し残っているだけとなってございます。

6月27日に現地を確認し、写真と同様な状況であります。今の現状ではここまでし

か把握できません。この点を含めてご審議のほうよろしくお願ひします。以上です。

◆議長(藤田会長)

はい。要するに農業委員会で承認したのにもかかわらず、(地目変更)登記をしてなかつたということですよね。

○志賀事務局長

はい。

■議長 (藤田会長)

ですよね。その、前に農業委員会で承認したということの証というか、それを欲しいといふようなことのようです。

このことにつきましては、地域の高田委員が覚えていれば、震災前の状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高田委員

はい。箱モノはあったんですけど、うろ覚えしかないですけど。

■議長 (藤田会長)

はい。津波とか何かではっきりとは覚えていないけれども、そのような状態だということでございます。

皆さんの方に質疑・ご意見等がありましたらお諮りしたいと思いますが。いかがですか。

○泉田委員

会長。

■議長 (藤田会長)

はい。

○泉田委員

私は覚えています。申請の通りです。間違いありません。

■議長 (藤田会長)

泉田委員から説明がありましたが、皆さんからのご意見ありませんでしょうか？

(なし)

■議長 (藤田会長)

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第1号の許可の条件を履行したことの証明について、申請のとおり事実と相違ない

と確認し、証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第1号の許可の条件を履行したことの証明については、申請のとおり事実と相違ないと確認し、証明することに決しました。

続いて、議案第2号「双葉町農業委員会規程の一部改正について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

(事務局長議案朗読)

議案第2号について、ご説明させていただきます。

この件につきましては、5月定例総会の際にご協議のうえ、了解をいただいたもので、それを具体化するため、当該規程の一部を改正するものです。

改正内容は別紙新旧対照表、ページでいうと、17、18ページでございます。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理し、審査のうえ、その受理通知書を通知すること」を、事務局長の専決事項に追加するものです。

この号の追加により、現在の第11号を第12号に改め、附則により、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用するものであります。ご審議のほうよろしくお願ひします。

■議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。

質疑、ご意見等ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号の双葉町農業委員会規程の一部改正について、提案のとおり改正することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第2号の双葉町農業委員会規程の一部改正については、提案のとおり改正すること

に決しました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 農業者年金加入推進部長の推薦と活動計画について
- (2) 全国農業新聞普及推進目標部数の設定について

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- (2) JR常磐線復旧工事に伴う農地の一時転用について
- (3) 「熊本地震」への義援金の振込について

閉会時間 13時40分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 藤田 博司 

議事録署名人 高田 喜寿 

議事録署名人 渡邊 重友 